農林水産委員会)

森 林 の 間 伐 2等の実 施 の 促 進 に関する 特 . 別 措 置 法 案 (閣法 第三八号) (衆議院送付 要旨

本 . 法 律 案 ιţ 玉 土 の 保 全 地 球 温 暖 化 の 防 止 等 の 森 林 の 多 面 的 機 能 の 持 続 的 な 発 揮 を 確 保するとともに

気 候 変 動 に 関 す る 玉 際 連 合 枠組 条 約 の 京 都 議 定 書 の 森 林 吸 収 目 標 を 達 成 す ること の 重 要 性 に か h が み、 京 都

議 定 書 の 第 約 束 期 間 の 最 終 年 度 で あ る 平 成 十四四 年 度 ま で の 間 に お け る 森 林 の 間 伐 等 の 実 施 を 促 進 す Ś た

め の 措 置 を 講 じ ようとする も の で あ ıζ そ の 主 な 内 容 は 次 の کے お IJ で あ る

ഗ 促 進 に 関 す る 基 本 指 針 を 定 め な け れ ば な 5 ない こととする。

農

林

水

産

大

臣

は

特

定

間

伐 等

 $\overline{}$

森

林

の

間

伐

又は

造

林

で 平

成二十四年

度

ま

で

の

間

に 行

わ

れ

る

も

の

の

実

施

都 道 府 県知 事 は 基 本 指 針 に 即 L て、 当 該 都 道 府県 の X 域 内に おける特定間伐等の 実施 の促進に 関する

基本方針を定めることができることとする。

 \equiv 市 町 村は、 基 本方針 に即して、 当該市町 村 の区域内における特定間伐等促進計画を作成することができ

ることとする。

四 国は、 特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、 当該計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費

に充てるため、 予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。

五、地方公共団体は、 特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、

地方債の起債対象とすることができることとする。

六、この法律は、公布の日から施行することとする。